（平成 22 年５月 24 日 保発 0524 第２号）
（平成 22 年 11 月 29 日 保発 1129 第３号）
（平成 25 年４月 24 日 保発 0424 第２号）
（平成 29 年９月４日 保発 0904 第２号）
（平成 30 年１月 16 日 保発 0116 第１号）
（平成 30 年５月 24 日 保発 0524 第２号）
（令和２年５月 22 日 保発 0522 第６号）
（令和３年３月 24 日 保発 0324 第１号）
（令和４年２月 14 日 保発 0214 第２号）
（令和４年３月 22 日 保発 0322 第４号）
（令和４年５月 27 日 保発 0527 第２号）
（令和６年２月９日 保発 0209 第１号）
（令和６年２月 21 日 保発 0221 第３号）
（令和６年５月 29 日 保発 0529 第３号）
（令和６年 11 月 29 日 保発 1129 第５号）
（最終改正　令和８年６月１日 保発 0601 第５号）

柔道整復師の施術に係る療養費について

標記については、平成２０年９月２２日付保発第 0922002 号通知により実施しているところであるが、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その実施に遺憾のないようご配慮願いたい。

記

１　改正の目的

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）のより一層の適正な制度運営を図るため、柔道整復療養費の受領委任の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）に係る所要の改正を行ったこと。

２　改正の内容

受領委任の取扱いについては、社団法人日本柔道整復師会の会員にあっては別添１により、またその他の柔道整復師にあっては別添２により、それぞれ取り扱うものとすること。

３　平成２２年６月以降の取扱い

平成２２年６月１日以降新たに受領委任の取扱いの届け出又は申し出をした者については、改正後の本通知の取扱いに従うこととすること。

ただし、別添１別紙及び別添２のそれぞれの第３章１７、それぞれの第３章２０、それぞれの第４章２３（５）、それぞれの第８章３７及びそれぞれの第８章３８については平成２２年９月１日から、それぞれの第４章２３（６）については、平成２３年１月１日から実施するものであること。

また、平成２２年５月３１日までに既に受領委任の取扱いに係る協定又は契約の締結済みの者については、特段の申し出がない限り、平成２２年９月１日以降、改正後の協定又は契約を締結したものとみなして平成２２年９月１日からそれに従うこととすること。

ただし、別添１別紙及び別添２のそれぞれの第４章２３（６）については、平成２３年１月１日から実施するものであること。

４　届出等について

改正後の受領委任の取扱いを継続する柔道整復師は、平成２２年８月２０日までに別添１別紙第２章８の届け出又は別添２第２章８の申し出を、施術所の所在地の厚生（支）局長及び都道府県知事に行う必要があること。

また、改正後の受領委任の取扱いを継続しない柔道整復師は、平成２２年８月２０日までに別添１別紙第２章１２の届出事項の変更又は別添２第２章１２の申出事項の変更を、施術所の所在地の厚生（支）局長及び都道府県知事に行う必要があること。

５　平成２２年８月３１日をもって平成２０年９月２２日付保発第 0922002 号通知を廃止すること。

別添１

協　　定　　書

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いについて、別紙のとおり合意する。

○　○　厚　生　（　支　）局　長　　○　○　○　○　　印

○　○　都　道　府　県　知　事　　○　○　○　○　　印

公益社団法人○○都道府県柔道整復師会長　○　○　○　○　　印

別紙

第１章　総則

（目的）

１　本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を、〇〇厚生（支）局長（以下「甲」という。）及び〇〇都道府県知事（以下「乙」という。）と公益社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長（以下「丙」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「会員」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。

（委任）

２　本協定の締結を行うに当たっては、甲は、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）及び健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。

３　２の委任は、本協定の締結並びに第２章及び第８章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

（受領委任の施術所及び施術管理者）

４　施術所の開設者である会員を受領委任に係る施術管理者（以下「施術管理者」という。）とし、一人置くこと。

　ただし、開設者が会員でない場合又は開設者である会員が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する会員の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。

　開設者はこの協定により受領委任を取り扱う施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び柔道整復施術療養費支給申請について、これらの者を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同

等の責任を負うものとする。

5　施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成 30 年１月 16 日保発 0116 第２号厚生労働省保険局長通知）の別紙１「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、３年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は２年まで）柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙２「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の２で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。

6　施術管理者は、第２章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を８の確約を行うに当たって甲、乙及び丙に提出すること。

7　施術管理者は、施術所に勤務する柔道整復師が行う施術を含め、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理する者であることから、複数の施術所の施術管理者となることは原則として認められないものであること。

例外的に複数の施術所の施術管理者となる場合については、各施術所間の距離等を勘案のうえ、各施術所における管理を行う日（曜日）及び時間を明確にさせる必要があること。

第２章　確約及び登録等

（確約）

8　受領委任の取扱いを希望する施術管理者である会員は、様式第１号により、本協定に定める事項を遵守することについて、甲、乙及び丙に確約しなければならないこと。

（受領委任の届け出）

9　８の確約を行った会員は、様式第２号（様式第２号の２を含む。）により、会員が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第３章に定める事項を遵守し、第２章 12 及び 15 並びに第８章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、丙を経由して甲と乙に届け出ること。

（反社会的勢力の排除）

10　９の届け出に当たっては、会員は、以下に掲げる項目に該当しないことを表明し、様式第２号の３により、丙を経由して甲と乙に届け出ること。

(1)　施術管理者又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

(2)　施術管理者又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(3)　施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(4)　施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(5)　施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6)　施術管理者又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者

(7)　施術管理者又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(8)　施術管理者又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(9)　施術管理者又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者

(10)　施術管理者又は開設者が、その他(6)から(9)の各号に準ずる行為を行う者

（受領委任の登録）

11　甲と乙は、９及び 10 の届け出を行った会員について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いに係る登録を行い、登録年月日以後、受領委任の取扱いを認めること。また、その場合は、様式第３号により、丙を経由して登録された当該会員（以下「丁」という。）に登録した旨を通知すること。

(1)　施術管理者である会員又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後５年を経過しないとき。

(2)　当該届け出を行った会員が勤務しようとする施術所の開設者がこれまで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務していた柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原則とし

て５年を経過しないとき。

(3)　受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき。

(4)　不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき。

(5)　二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき。

(6)　施術管理者又は開設者が第８章 42 の指導を重ねて受けたとき。

(7)　施術管理者又は開設者が健康保険法、同法第 65 条第３項第３号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又は柔道整復師法に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(8)　施術管理者又は開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(9)　施術管理者又は開設者が健康保険法第 65 条第３項第５号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から３ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

(10)　受領委任の取扱いの中止を逃れるために登録を辞退して、その後しばらくして登録の届け出をしてきたとき。

(11)　指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再届け出時を迎えたとき。

(12)　その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

（勤務する柔道整復師の施術）

12　11 により登録された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、丁が行うこと。

（施術所の制限）

13　受領委任の取扱いは、11 により登録された施術所（以下「登録施術所」という。）においてのみ認められること。

例外的に丁が登録施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、８、９及び 10 の手続きを経て、甲と乙が受領委任の取扱いに係る登録を行う必要があること。

（届出事項の変更等）

14　丁は、９及び 10 により届け出されている当該施術所及び勤務する柔道整復

師に関する事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第４号により、速やかに丙を経由して甲と乙に届け出ること。

ただし、登録施術所の住所が変更となった場合には、改めて８、９及び10の手続きを行うこと。

また、施術管理者又は開設者が変更となった場合には、10 の手続きを行うこと。

（受領委任の取扱いの中止）

15　甲と乙は、丁又は勤務する柔道整復師について、次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

(1)　本協定に定める事項を遵守しなかったとき。

(2)　療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。

(3)　施術管理者又は開設者について、10の届け出に虚偽があったとき、届け出に反したとき又は 10 に規定する各項目のいずれかに該当するに至ったとき。（勤務する柔道整復師を除く。）

(4) その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

第３章　保険施術の取扱い

（施術の担当方針）

16　丁及び勤務する柔道整復師は、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術（以下「施術」という。）を行うこと。

また、施術は、被保険者又は被扶養者である患者（以下「患者」という。）の療養上妥当適切なものとすること。

また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品（いわゆる紹介料）を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

（柔道整復師の氏名の掲示）

17　丁は、施術所内の見やすい場所に、丁及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示すること。

（受給資格の確認等）

18　受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。

(1)　丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出若しくは提示する資格確認書（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）等によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。

(2)　丁は、患者から施術を求められた場合であって、患者がオンライン資格確認により療養費を受領する資格があることの確認を求めた場合においては、(1)の規定にかかわらず、オンライン資格確認により療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、やむを得ない事由によってオンライン資格確認により当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。

(3)　丁は、やむを得ない場合を除き、(2)に規定する場合において、患者がオンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこと。

(4)　丁は、オンライン資格確認の利用に当たって「資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守すること。

（療養費の算定、一部負担金の受領等）

19　丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとすること。

なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。

ただし、算定基準の備考４．ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、備考５．により算定する場合は、当該施術に要

する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。

　また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

（領収証及び明細書の交付）

20　丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

　また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

（意見書の交付）

21　丁は、患者から傷病手当金を受けるために必要な傷病手当金意見書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

（施術録の記載）

22　開設者及び丁は、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して整理し、丁及び勤務する柔道整復師が患者に施術を行った場合は、当該施術に関し、必要な事項を受領委任に係る施術に関する施術録に遅滞なく記載させるとともに、 施術が完結した日から５年間保存すること。

（個人情報の取扱い）

22 の２　丁は、療養費の受領等の業務のために知り得た患者に関する個人情報について、適切に取り扱うものとすること。

（医師の同意の記載）

23　丁及び勤務する柔道整復師は、骨折及び脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、施術録にその旨を記載するとともに、第４章 26 の申請書に記載すること。

（保険者への通知）

24　丁は、患者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく意見を附してその旨を保険者等に通知すること。

(1) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき。
(2) 正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき。
(3) 詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき。

（施術の方針）

25　丁及び勤務する柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。

(1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。

　また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること。

(2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。

(3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。

　この場合、同意を求めることとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。

(4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

第４章　療養費の請求

（申請書の作成）

26　丁は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により柔道整復施術療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。

(1) 申請書の様式は、様式第５号とすること。

(2) 申請書を月単位で作成すること。

(3) 同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けず、一の申請書において作成すること。（同一月内に治癒又は中止した後に、新たな負傷が発生した場合を含む。）

(4) 申請書の「住所」欄には住所のほか郵便番号、電話番号の記入を求めること。「受取代理人への委任」欄は、患者の自筆により被保険者の住所、氏

名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者からぼ印を受けること。

(5) 「負傷の原因欄」については、次の各項目（④の項目については、船員保険に限る。）のうち該当するものを記載すること。

① 業務災害、通勤災害又は第三者行為以外の原因による。

② 第三者行為による。(交通事故、その他の事故)

③ 業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。(　　)

④ 職務上（通勤）の原因による。

（注１）②に該当するときは、(　　）内に交通事故、その他の事故の別を記載すること。

（注２）③に該当するときは、(　　）内に具体的な負傷の原因を記載すること。

また、３部位目を所定料金の 100 分の 60 に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載すること。

(6) 施術日がわかるよう申請書に記載すること。

(7) 正当な理由なく、請求を遅らせることは認められないものであること。

（申請書の送付）

27　丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。

丙は、様式第６号及び様式第７号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月 10 日までに、保険者等へ送付すること。ただし、29 により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、丁単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

（申請書の返戻）

28　保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、丁が所属する丙を経由して丁に返戻すること。

第５章　柔整審査会

（柔整審査会の設置）

29　健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査す

るため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

ただし、船員保険に係る申請書の審査は、全国健康保険協会東京都支部に設置される柔道整復療養費審査委員会において実施すること。

乙は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国保連合会と協議の上、国保連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。

ただし、乙が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と乙の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

（審査に必要な報告等）

30　健保協会支部長、国保連合会又は柔整審査会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して開設者、丁及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができること。

（守秘義務）

31　柔整審査会の審査委員は又は審査委員の職にあった者は、申請書の審査に関して知得した柔道整復師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

第６章　療養費の支払い

（療養費の支払い）

32　保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

33　保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合は、28と同様の取扱いによること。

34　審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

35　保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。また、柔整審査会の審査等を踏まえ、速やかに療養費の支給の適否を判断し処理すること。

　なお、保険者等が調査に基づき不支給等の決定を行う場合は、被保険者に不支給決定通知を行う等、不支給処理を適正に行うとともに、患者が施術者に施術料金を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して指導を行うこと。

36　丁は、申請書の記載内容等について丙、保険者等又は柔整審査会から照会を受けた場合は、的確に回答すること。

37　保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第８号又はそれに準ずる様式の書類を記入の上、申請書の写しを添えて、丁が所属する丙を経由して丁へ送付すること。

38　保険者等は、申請書の支払機関欄に記載された支払機関に対して療養費を支払うこと。

第７章　再審査

（再審査の申し出）

39　丁は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、丙及び健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長（船員保険に係るものにあっては、全国健康保険協会東京都支部長）又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

　なお、丁は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

40　健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び丁から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、

再審査を行わせること。

第８章　指導・監査

（指導・監査）

41　開設者、丁及び勤務する柔道整復師は、甲と乙が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

42　開設者、丁及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本協定に違反した場合は、甲と乙はその是正等について指導を行うこと。

43　保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができること。

44　保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する甲又は乙に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分（概ね 10 人の患者分あることが望ましい）あるものを優先して提供すること。

（廃止後の取扱い）

45　廃止された施術所の開設者、丁及び勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、施術所が廃止された後でも廃止後５年間は、甲と乙が必要があると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

第９章　患者ごとの償還払いへの変更

（保険者等の行う通知・確認等）

46　保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更す

ることができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第５号の２とすること。

(1)　保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。

(2)　保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対し、丙を通じて償還払い注意喚起通知（様式第９号及び第９号の２を標準とする。）を送付すること。

①　保険者等が、患者に対する 35 の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者

②　複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

③　長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考４．ただし書に規定する場合に該当する患者）

④　令和９年１月以降において、前月までの連続する 12 か月の間に、通算して８月以上かつ９部位以上について施術を受けている患者

(3)　保険者等は、(2)①に該当する対象患者について、繰り返し照会しても回答が得られない場合には、償還払い注意喚起通知を送付し、併せて当該患者に対し、照会に回答しない理由について文書の提出を求めるとともに、電話又は面会により回答を求めること。(2)②、③又は④のいずれかに該当する患者については、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)②、③又は④のいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③又は④に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(4)　保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対し、丙を通じて償還払い変更通知（様式第 10 号及び第 10 号の２を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。

なお、(2)①、③又は④のいずれかに該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

（償還払いの実施）

47　保険者等は、46(4)の対象患者について、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更すること。

48　46(4)の償還払い変更通知が到着した施術所の施術管理者は、償還払い変更通知に記載された対象患者について、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

49　46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所の施術管理者は、患者が償還払い変更通知を提示した場合は、当該患者に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

50　46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所において、償還払いに変更となった患者が償還払い変更通知を提示しなかったことにより、当該患者に対する施術について、施術管理者が保険者等に療養費の請求を行った場合は、保険者等は、当該施術管理者に対して、当該患者が償還払いに変更となっていることを通知するとともに、当該通知が到着した月までに行われた施術については、受領委任の取扱いによって、当該施術管理者に療養費を支払うこと。

（受領委任の取扱いの再開）

51　保険者等は、47 により償還払いに変更となった患者について、それぞれの状況に応じて定期的な確認を行い、受療状況や請求状況、患者照会への回答状況が改善されるなど、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がないと考えられる場合は、当該患者並びに 46(4)

及び 50 により償還払いへの変更を通知した施術管理者に対し、丙を通じて受領委任の取扱い再開通知（様式第 11 号及び第 11 号の２を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、受領委任の取扱い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に施術を受ける場合は、受領委任の取扱い再開通知を施術所に提示するよう指導すること。

52　保険者等は、51 の対象患者について、受領委任の取扱い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いとすること。

53　51 の受領委任の取扱い再開通知が到着した施術所の施術管理者は、受領委任の取扱い再開通知に記載された対象患者について、受領委任の取扱い再開通知に記載された受領委任の取扱いの再開月以降に行う施術については、受領委任の取扱いとすること。

第 10 章　その他

（情報提供等）

54　甲又は乙は、11 の受領委任の取扱いに係る登録を行った丁に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。

　また、15 により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の厚生（支）局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

　この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長及び健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

（広報及び講習会）

55　丙は、本協定に基づく受領委任の取扱いを徹底するため、適宜、広報及び講習会の開催を行うものとすること。

（協力）

56　甲と乙は、受領委任の取扱いに当たっては、必要に応じ丙と協議する等、丙の協力を得て円滑な実施に努めること。

（協定期間）

57　本協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から１年間とする。ただし、期間

満了１月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に１年間順次更新したものとすること。

（適用除外）

58　以下に掲げる場合は、５を適用しない。

(1) 平成 30 年 3 月 31 日において、既に 11 による受領委任の登録がされた施術管理者が受領委任の取扱いを継続して行う場合。

(2) 登録施術所の所在地の変更又は本協定から受領委任の取扱規定に基づく契約への変更を事由とし継続して施術管理者となる場合

別添２

受領委任の取扱規程

第１章　総則

（目的）

１　本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。

（委任）

２　本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、地方厚生（支）局長（以下「厚生（支）局長」という。）は、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）及び健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。

３　２の委任は、第２章及び第８章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

（受領委任の施術所及び施術管理者）

４　施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者（以下「施術管理者」という。）とし、一人置くこと。

ただし、開設者が柔道整復師でない場合又は開設者である柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。

開設者はこの契約により受領委任を取り扱う施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び柔道整復施術療養費支給申請について、これらの者を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同等の責任を負うものとする。

５　施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成 30 年１月 16 日保発 0116 第２号厚生労働省保険局長通知）の別紙１「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、３年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は２年まで）柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙２「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の２で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。

６　施術管理者は、第２章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を８の確約を行うに当たって施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に提出すること。

７　施術管理者は、施術所に勤務する柔道整復師が行う施術を含め、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理する者であることから、複数の施術所の施術管理者となることは原則として認められないものであること。

例外的に複数の施術所の施術管理者となる場合については、各施術所間の距離等を勘案のうえ、各施術所における管理を行う日（曜日）及び時間を明確にさせる必要があること。

第２章　契約

（確約）

８　受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第１号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。

（受領委任の申し出）

９　８の確約を行った柔道整復師は、様式第２号（様式第２号の２を含む。）により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第３章に定める事項を遵守し、第２章 12 及び 15 並びに第８章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

（反社会的勢力の排除）

10　９の申し出に当たっては、柔道整復師は、以下に掲げる項目に該当しないことを表明し、様式第２号の３により、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

(1)　施術管理者又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

(2)　施術管理者又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(3)　施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(4)　施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(5)　施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6)　施術管理者又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者

(7)　施術管理者又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(8)　施術管理者又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(9)　施術管理者又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者

(10)　施術管理者又は開設者が、その他(6)から(9)前各号に準ずる行為を行う者

(受領委任の承諾)

11　厚生（支）局長と都道府県知事は、９及び 10 の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第３号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

(1)　施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後５年を経過しないとき。

(2)　当該申し出を行った柔道整復師が勤務しようとする施術所の開設者がこれまで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務していた柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原

則として５年を経過しないとき。

(3)　受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき。

(4)　不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき。

(5)　二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき。

(6)　施術管理者又は開設者が第８章 42 の指導を重ねて受けたとき。

(7)　施術管理者又は開設者が健康保険法、同法第 65 条第３項第３号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又は柔道整復師法に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(8)　施術管理者又は開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(9)　施術管理者又は開設者が健康保険法第 65 条第３項第５号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から３ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

(10)　受領委任の取扱いの中止を逃れるために承諾を辞退して、その後しばらくして受領委任の取扱いについて申し出をしてきたとき。

(11)　指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再申し出時を迎えたとき。

(12)　その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

（勤務する柔道整復師の施術）

12　11 により承諾された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、施術管理者である柔道整復師が行うこと。

（施術所の制限）

13　受領委任の取扱いは、11 により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）においてのみ認められること。

例外的に施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、８、９及び 10 の手続きを経て、厚生（支）局長と都道府県知事が受領委任の取扱いの承諾を行う必要があること。

（申出事項の変更等）

14　施術管理者は、９及び 10 により申し出されている当該施術所及び勤務する

柔道整復師に関する事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第４号により、速やかに厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

ただし、承諾施術所の住所が変更となった場合には、改めて８、９及び 10 の手続きを行うこと。

また、施術管理者又は開設者が変更となった場合には、10 の手続きを行うこと。

（受領委任の取扱いの中止）

15　厚生（支）局長と都道府県知事は、施術管理者又は勤務する柔道整復師について、次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

(1)　本規程に定める事項を遵守しなかったとき。

(2)　療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。

(3)　施術管理者又は開設者について、10 の申し出に虚偽があったとき、申し出に反したとき又は 10 に規定する各項目のいずれかに該当するに至ったとき。（勤務する柔道整復師を除く。）

(4)　その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

第３章　保険施術の取扱い

（施術の担当方針）

16　施術管理者及び勤務する柔道整復師は、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術（以下「施術」という。）を行うこと。

この場合、施術は、被保険者又は被扶養者である患者（以下「患者」という。）の療養上妥当適切なものとすること。

また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品（いわゆる紹介料）を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

（柔道整復師の氏名の掲示）

17　施術管理者は、施術所内の見やすい場所に、施術管理者及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示すること。

（受給資格の確認等）

18　受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。

(1)　施術管理者は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出若しくは提示する資格確認書（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）等によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。

(2)　施術管理者は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認により療養費を受領する資格があることの確認を求めた場合においては、(1)の規定にかかわらず、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、やむを得ない事由によってオンライン資格確認により当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。

(3)　施術管理者は、やむを得ない場合を除き、(2)に規定する場合において、患者がオンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこと。

(4)　施術管理者は、オンライン資格確認の利用に当たって「資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守すること。

（療養費の算定、一部負担金の受領等）

19　施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとすること。

なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。

ただし、算定基準の備考４．ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、備考５．により算定する場合は、当該施術に要

する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。

　また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

（領収証及び明細書の交付）

20　施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

　また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

（意見書の交付）

21　施術管理者は、患者から傷病手当金を受けるために必要な傷病手当金意見書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

（施術録の記載）

22　開設者及び施術管理者は、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して整理し、施術管理者及び勤務する柔道整復師が患者に施術を行った場合は、当該施術に関し、必要な事項を受領委任に係る施術に関する施術録に遅滞なく記載させるとともに、施術が完結した日から５年間保存すること。

（個人情報の取扱い）

22 の２　施術管理者は、療養費の受領等の業務のために知り得た患者に関する個人情報について、適切に取り扱うものとすること。

（医師の同意の記載）

23　施術管理者及び勤務する柔道整復師は、骨折及び脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、施術録にその旨を記載するとともに、第４章 26 の申請書に記載すること。

（保険者への通知）

24　施術管理者は、患者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく意見を附してその旨を保険者等に通知すること。

(1) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき。

(2) 正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき。

(3) 詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき。

（施術の方針）

25　施術管理者及び勤務する柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。

(1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。

また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること。

(2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。

(3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。

この場合、同意を求めることとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。

(4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

第４章　療養費の請求

（申請書の作成）

26　施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により柔道整復施術療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。

(1) 申請書の様式は、様式第５号とすること。

(2) 申請書を月単位で作成すること。

(3) 同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けず、一の申請書において作成すること。（同一月内に治癒又は中止した後に、新たな負傷が発生した場合を含む。）

(4) 申請書の「住所」欄には住所のほか郵便番号、電話番号の記入を求めること。「受取代理人への委任」欄は、患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者からぼ印を受けること。

(5) 「負傷の原因欄」については、次の各項目（④の項目については、船員保険に限る。）のうち該当するものを記載すること。

① 業務災害、通勤災害又は第三者行為以外の原因による。

② 第三者行為による。(交通事故、その他の事故)

③ 業務災害（通勤災害、第三者行為）の疑いがある原因による。(　　)

④ 職務上（通勤）の原因による。

（注１）②に該当するときは、(　　) 内に交通事故、その他の事故の別を記載すること。

（注２）③に該当するときは、(　　) 内に具体的な負傷の原因を記載すること。

また、３部位目を所定料金の 100 分の 60 に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載すること。

(6) 施術日がわかるよう申請書に記載すること。

(7) 正当な理由なく、請求を遅らせることは認められないものであること。

(申請書の送付)

27 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第６号及び様式第７号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月 10 日までに、保険者等へ送付すること。ただし、29 により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

(申請書の返戻)

28 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、施術管理者に返戻すること。

第５章　柔整審査会

（柔整審査会の設置）

29　健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

ただし、船員保険に係る申請書の審査は、全国健康保険協会東京都支部に設置される柔道整復療養費審査委員会において実施すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国保連合会と協議の上、国保連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と都道府県知事の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

（審査に必要な報告等）

30　健保協会支部長、国保連合会又は柔整審査会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができること。

（守秘義務）

31　柔整審査会の審査委員は又は審査委員の職にあった者は、申請書の審査に関して知得した柔道整復師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

第６章　療養費の支払い

（療養費の支払い）

32　保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

33　保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合は、28と同様の取扱いによること。

34　審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

35　保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。また、柔整審査会の審査等を踏まえ、速やかに療養費の支給の適否を判断し処理すること。

　なお、保険者等が調査に基づき不支給等の決定を行う場合は、被保険者に不支給決定通知を行う等、不支給処理を適正に行うとともに、患者が施術者に施術料金を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して指導を行うこと。

36　施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等又は柔整審査会から照会を受けた場合は、的確に回答すること。

37　保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第８号又はそれに準ずる様式の書類を記入の上、申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付すること。

38　保険者等は、申請書の支払機関欄に記載された支払機関に対して療養費を支払うこと。

第７章　再審査

（再審査の申し出）

39　施術管理者は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長（船員保険に係るものにあっては、全国健康保険協会東京都支部長）又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

　なお、施術管理者は、再審査の申し出は早期に行うよう努めること。

　また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

40　健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義

がある旨及び施術管理者から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

第８章　指導・監査

（指導・監査）

41　開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、厚生（支）局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

42　開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、厚生（支）局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。

43　保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができること。

44　保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する厚生（支）局長又は都道府県知事に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分（概ね 10 人の患者分あることが望ましい）あるものを優先して提供すること。

（廃止後の取扱い）

45　廃止された施術所の開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、施術所が廃止された後でも廃止後５年間は、厚生（支）局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

第９章　患者ごとの償還払いへの変更

（保険者等の行う通知・確認等）

46　保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第５号の２とすること。

(1)　保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。

(2)　保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第９号及び第９号の２を標準とする。）を送付すること。

①　保険者等が、患者に対する 35 の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者

②　複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

③　長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考４．ただし書に規定する場合に該当する患者）

④　令和９年１月以降において、前月までの連続する 12 か月の間に、通算して８月以上かつ９部位以上について施術を受けている患者

(3)　保険者等は、(2)①に該当する対象患者について、繰り返し照会しても回答が得られない場合には、償還払い注意喚起通知を送付し、併せて当該患者に対し、照会に回答しない理由について文書の提出を求めるとともに、電話又は面会により回答を求めること。(2)②、③又は④のいずれかに該当する患者については、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)②、③又は④のいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③又は④に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(4)　保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第 10 号及び第 10 号の２を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償

還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)①、③又は④のいずれかに該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

（償還払いの実施）

47　保険者等は、46(4)の対象患者について、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更すること。

48　46(4)の償還払い変更通知が到着した施術所の施術管理者は、償還払い変更通知に記載された対象患者について、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

49　46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所の施術管理者は、患者が償還払い変更通知を提示した場合は、当該患者に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

50　46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所において、償還払いに変更となった患者が償還払い変更通知を提示しなかったことにより、当該患者に対する施術について、施術管理者が保険者等に療養費の請求を行った場合は、保険者等は、当該施術管理者に対して、当該患者が償還払いに変更となっていることを通知するとともに、当該通知が到着した月までに行われた施術については、受領委任の取扱いによって、当該施術管理者に療養費を支払うこと。

（受領委任の取扱いの再開）

51　保険者等は、47 により償還払いに変更となった患者について、それぞれの

状況に応じて定期的な確認を行い、受療状況や請求状況、患者照会への回答状況が改善されるなど、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がないと考えられる場合は、当該患者並びに 46(4)及び 50 により償還払いへの変更を通知した施術管理者に対して、受領委任の取扱い再開通知（様式第 11 号及び第 11 号の２を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、受領委任の取扱い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に施術を受ける場合は、受領委任の取扱い再開通知を施術所に提示するよう指導すること。

52　保険者等は、51 の対象患者について、受領委任の取扱い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いとすること。

53　51 の受領委任の取扱い再開通知が到着した施術所の施術管理者は、受領委任の取扱い再開通知に記載された対象患者について、受領委任の取扱い再開通知に記載された受領委任の取扱いの再開月以降に行う施術については、受領委任の取扱いとすること。

第 10 章　その他

（情報提供等）

54　厚生（支）局長又は都道府県知事は、11 の受領委任の取扱いに係る承諾を行った施術管理者に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。また、15 により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の厚生（支）局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

　この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長及び健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

（契約期間）

55　本規程に基づく契約の有効期間は、厚生（支）局長と都道府県知事が施術管理者に受領委任の取扱いを承諾した承諾年月日から１年間とする。ただし、期間満了１月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に１年間順次更新したものとすること。

（適用除外）

56　以下に掲げる場合は、５を適用しない。

(1) 平成 30 年 3 月 31 日において、既に 11 による受領委任の承諾がされた施術管理者が受領委任の取扱いを継続して行う場合。

(2) 承諾施術所の所在地の変更又は本規定に基づく契約から受領委任の協定への変更を事由とし継続して施術管理者となる場合。

様式第１号～様式第 11 号の２　省略